

クレジットカードに関する情報提供依頼(RFI)実施要領

1. 情報提供依頼(RFI)の目的

近年、社会経済活動のデジタル化に伴い、決済方法も多様化しております。一部のサービスでは、支払方法がクレジットカードに限定される場面も増えており、円滑な業務遂行のための方策が求められています。そこで本市では、部署単位での管理・運用が可能な法人向けクレジットカードの導入を検討しております。

本RFIは、今後の調達先選定の参考とさせていただきたく、特に以下の3種類のカードについて情報提供をお願いするものです。

・コーポレートカード

対面での物品購入や出張旅費の支払いなど、幅広い用途での利用を想定した物理的なプラスチックカード。

・パーチェシングカード

物理的なカードは発行されず、カード情報(カード番号・セキュリティコード等)のみが発行されるカード。主に、インターネット上のオンライン決済や、公共料金等の継続的な支払いでの利用を想定しています。

・バーチャルカード

パーチェシングカードの一種。よりセキュリティを高めるため、決済の都度、利用上限額や有効期限を設定した一時的なカード番号を発行するカード。

2. 情報提供をお願いする事項

2.1. 費用

年会費等、本市が貴社からクレジットカードを導入した場合に生じる費用をご教示ください。

2.2. 取扱ブランド

取り扱い可能なクレジットカードの国際ブランド(Visa、Mastercard、JCB等)をすべてご教示ください。

2.3. 部署単位のカード番号発行

部署単位でのカード発行の可否、発行可能枚数の上限、及び発行後のカード番号の管理方法についてご教示ください。

2.4. カード利用限度額及びカード利用枠

本市全体及び部署単位の利用限度額の設定可否とその範囲、及び利用枠がリセットされるタイミングについてご教示ください。

2.5. カード発行手続き

カード発行手続きの内容、及び手続きに要する概ねの期間(初回発行時、及びカード追加発行時)をご教示ください。

2.6. カード解約手続き

カード解約手続きの内容、及び手続きに要する概ねの期間をご教示ください。

- 2.7. カード名義の設定
カードの名義を部署名や役職名で設定することの可否についてご教示ください。
また、部署名で設定可能な場合、その具体的な表記ルール(文字数制限、使用可能文字など)についても併せてご教示ください。
- 2.8. カード利用内容の確認方法
カードの利用明細を確認する方法(例:専用ウェブサイト、書面等)、部署単位での閲覧可否、及び利用内容が明細に反映されるタイミングについてご教示ください。
- 2.9. カード利用額の支払方法
カード利用額の支払いについて、請求書に基づく振込払いの可否、及び対応可の場合は請求書の発行単位、並びに口座振替払いを行う場合のカード毎に異なる口座からの引き落とし可否についてご教示ください。
併せて、請求の締め日、及び支払日のサイクルについてご教示ください。
- 2.10. 支払遅延金
支払い処理漏れ、残高不足による口座引き落とし不能等で、カード利用額の支払いが遅れた場合の取り扱い、遅延金の発生条件についてご教示ください。
- 2.11. 不正利用防止対策
利用者(本市内部)及び第三者による不正利用を防止するためのセキュリティ機能や具体的な対策についてご教示ください。
- 2.12. 自治体への導入実績
他の地方公共団体への導入実績についてご教示ください(本RFI提出時点での契約団体数と、具体的な導入事例を3つ程度)。導入事例については、どのような業務で、どの種類のカードが利用されているかなど、具体的にご教示ください。
- 2.13. その他提案事項
上記のほか、本市の業務効率化やガバナンス強化に資する貴社独自のサービスや機能がございましたら、任意様式にてご提案ください。
- 2.14. 提供可能な資料
請求書・利用明細書のサンプルや申込規約(自治体とクレジットカード会社間での規約)、加盟店規約(加盟店とクレジットカード間での規約)、その他各種サービスの内容を確認出来る資料がございましたらご提供ください。

3. 回答方法

「2. 情報提供をお願いする事項」の各項目について、別添の「回答票(様式1)」にご記入の上、令和7年11月28日(金)午後5時までに、「6. 資料の提出先及び連絡先」に記載のメールアドレス宛に電子データでご提出ください。

4. 情報提供依頼に関する質問

本RFIに関するご質問は、別添の「質問票(様式2)」にご記入の上、令和7年11月11日(火)午後5時までに、同メールアドレス宛にご提出ください。

5. 留意事項

- ・本RFIは、今後の調達先の選定における参考情報を得るために実施するものであり、契約をお約束するものではありません。
- ・ご提供いただいた情報は、本市関係者内での検討にのみ利用し、貴社の承諾なく第三者に開示することはありません。
- ・ご提供いただいた情報について、後日、ヒアリングや追加資料のご提供をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・本RFIへのご協力に際し、資料作成等に要する費用は、貴社のご負担にてお願いいたします。

6. 資料の提出先及び連絡先

札幌市会計室会計管理課 宮城・新井田

TEL: 011-211-2142

メール: kaikeishitsu@city.sapporo.jp